

## 第1部

# 社団法人信州・長野県観光協会の 財務事務の執行について

## 第1部 社団法人信州・長野県観光協会の財務事務の執行について

### 第一 監査の概要

#### I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく特定の事件に関する監査

#### II 選定した特定の事件

社団法人信州・長野県観光協会の財務事務の執行について

#### III 特定の事件を外部監査として選定した理由

長野県（以下「県」という。）は総人口220万人余りに対し、毎年1億人近い観光客が訪れ、観光消費は年3,500億円から4,500億円強にのぼる。

そのため、県は観光振興を県政の重要な柱の一つとして位置づけ、観光振興の基本理念や目標、目指す方向、展開方策等を明らかにし、観光施策推進の指針とするため、また、市町村、観光関連団体、観光関連事業者や県民の自主的な活動を促進・誘導・支援するために、「長野県観光ビジョン」を策定している。

「長野県観光ビジョン」では、「訪ねる人、迎える人、結ぶ人 共に満たし、満たされる観光交流空間の創造」という目標を掲げ、①県、②市町村・広域連合、③ホスピタリティ産業事業者・従事者、観光関連団体、④地域住民、NPO・ボランティア団体など多様な主体が参加し、それぞれが役割を担いながら、地域間・主体間が互いに連携し、新しい世紀の長野県観光を推進することを目指している。

このように、県全体で一丸となって推進している観光行政は、県民が自ら参加する機会が設けられており、県民の関心が高いものと考えられることから、本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

#### IV 監査の着眼点

- ① 社団法人信州・長野県観光協会の財務事務の執行に係る法規準拠性等及び合理性
- ② 県関係部局と社団法人信州・長野県観光協会との連携の妥当性

#### V 主な監査手続

- ① 過去3年間（平成13年度から平成15年度まで）の事業報告書及び会計資料を分析・検討した。
- ② 契約に係る事務事業の状況を分析・検討した。
- ③ 担当部局、関連団体からヒアリングを行った。

**VI 監査を実施した期間**

平成 16 年 9 月 27 日から平成 17 年 3 月 17 日まで

**VII 監査の対象とした期間**

平成 15 年度（但し、必要な範囲で過年度に遡及した）

**VIII 包括外部監査人の事務を補助した者**

公認会計士 清水 涼子

公認会計士 井上 光昭

公認会計士 川越 靖彦

公認会計士 下田 隆子

弁護士 北河 隆之

**IX 利害関係**

なし

## 第二 県の観光振興政策について

### I 県観光の現状

#### 1 県の観光資源

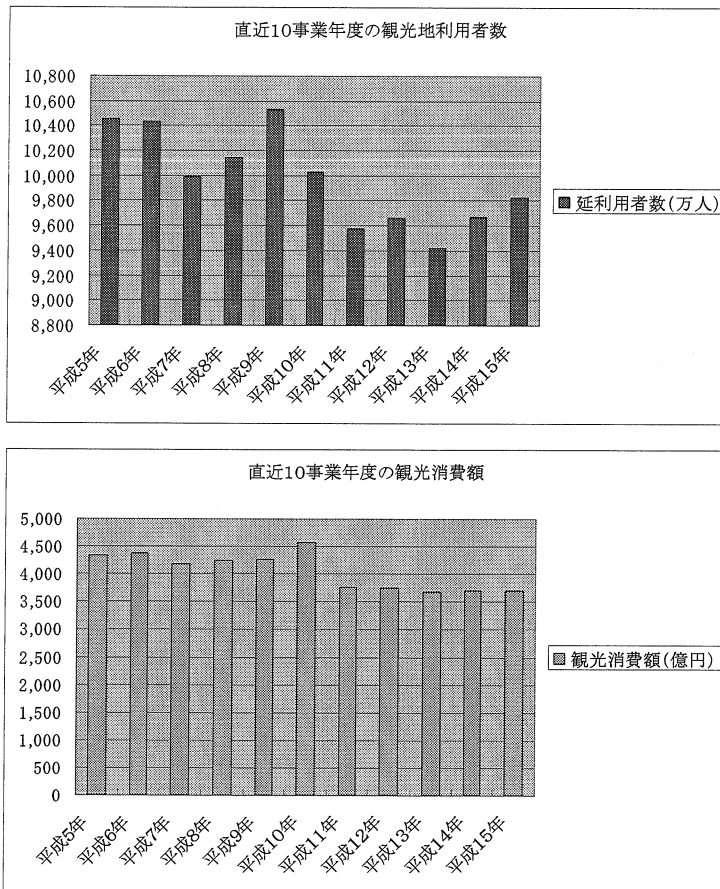
県は、周囲を日本アルプスの3,000メートル級の山々に囲まれ、中部山岳、上信越高原、南アルプス、秩父多摩甲斐の四つの国立公園を中心に多くの高原や湖沼、溪流や温泉が点在し、最大の観光資源である。さらに、善光寺や松本城をはじめとする歴史的な建造物や、中山道、北国街道の宿場町など伝統的な町並みが各地で保存されており、文化的な観光資源が数多く点在している。

#### 2 観光客数、消費額の動向

県の観光地利用者数は、平成9年10,533万人を、観光消費額は、平成10年4,565億円をピークに減少している（表1-1参照）。特に、宿泊観光客数が減少しており、高速交通網の整備により県全体が大都市圏の日帰り圏内に入ったこと、スキー客の落ち込みが大きいことが要因として挙げられている。

表1-1 直近10事業年度の観光地利用者数、観光消費額

(県 商工部産業振興課の「平成15年観光地利用者統計調査」より)



## II 長野県観光ビジョン（長野県観光振興基本計画）

県にとって観光産業は基幹産業であることから、県は観光振興を県政の重要課題と位置づけ、昭和35年以来8次にわたって観光振興に係る基本計画を策定し、観光の振興を図ってきた。現在は、平成14年3月に長野県観光ビジョン（長野県観光振興基本計画）が制定され、平成13年度から平成17年度を目標としている。長野県観光ビジョンは、観光施策推進の指針となるとともに、市町村、観光関連団体、観光関連事業者や県民の自主的な活動を促進・誘導・支援する役割を持っている。

### 1 基本理念と目標

基本理念：「観光資源の持続的な活用」「個性ある地域づくり」「幅広い観光交流の推進」

目標：「訪ねる人、迎える人、結ぶ人、共に満たし、満たされる観光交流空間の創造」

### 2 目標達成のための展開方策

長野県観光ビジョンでは目標達成のための展開方策を7つの項目に分けて体系化するとともに、達成に向けての平成16年度の具体的な数値目標を掲げている。

- ① 競争力のあるホスピタリティ産業の育成
- ② 情報受発信の充実
- ③ 国際観光の推進
- ④ 広域観光の推進
- ⑤ 豊かな環境との共生
- ⑥ 受け入れ体制の基盤整備
- ⑦ うるおいのある地域づくり

### 3 観光戦略プロジェクト

長野県観光ビジョンでは、目標を達成するため、次の施策を観光戦略プロジェクトとして位置付け、重点的に推進するとしている。

- ① 信州ブランド再構築プロジェクト
- ② 信州ホスピタリティ・アカデミープロジェクト
- ③ 信州の花まつり推進プロジェクト
- ④ スキー王国 NAGANO 構築プロジェクト
- ⑤ NAGANO・ハートオブジャパンプロジェクト
- ⑥ シルバーにやさしい観光地展開プロジェクト
- ⑦ 環境配慮型宿泊施設（エコホテル）推進プロジェクト
- ⑧ 観光情報マルチメディア展開プロジェクト
- ⑨ 森林の観光（フォーレストツーリズム）推進プロジェクト

#### ⑩ エリア アイデンティティ確立プロジェクト

#### 4 ビジョンの推進体制

①県、②市町村・広域連合、③ホスピタリティ産業事業者・従事者、観光関連団体、④地域住民、NPO・ボランティア団体など多様な主体が参加し、それぞれが役割を担いながら、地域間・主体間が互いに連携し、新しい世紀の長野県観光を推進するとしている。

具体的には、県の役割については、①地域の広範な観光交流を担う人材育成の推進、②観光全般に関する調査・分析や情報の提供、③国や隣接県との連携による広域観光や国際観光の振興、④全県的な観光客の誘致促進や宣伝活動などを連携して展開、⑤市町村や民間の観光関連事業に対する支援や調整、⑥関連主体間の広域的な連携の調整であるとしている。

### Ⅲ 長野県の観光費予算執行状況（平成 15 年度）

県では、観光費として 495,047 千円を予算執行している。このうち、県観光協会貸付金 200,000 千円があり、観光宣伝、観光振興等には 295,047 千円が執行されている。この財源は一般財源から 281,423 千円、観光協会貸付金元利収入から 200,000 千円などを充てている。

### 第三 社団法人信州・長野県観光協会について

#### I 社団法人信州・長野県観光協会の沿革

社団法人信州・長野県観光協会（以下、「観光協会」という。）は、社団法人長野県観光開発公社（以下、「旧開発公社」という。）と社団法人長野県観光連盟（以下、「旧観光連盟」という。）との統合で発足したものである。

まず、昭和35年に旧開発公社が設立された。旧開発公社は、県の観光開発に関する方針にそって観光資源を開発し、複合産業としての観光事業の振興を図ることを目的としている。具体的には、観光開発のための調査、実施計画の樹立から、観光施設の整備、運営等を主な事業内容としている。

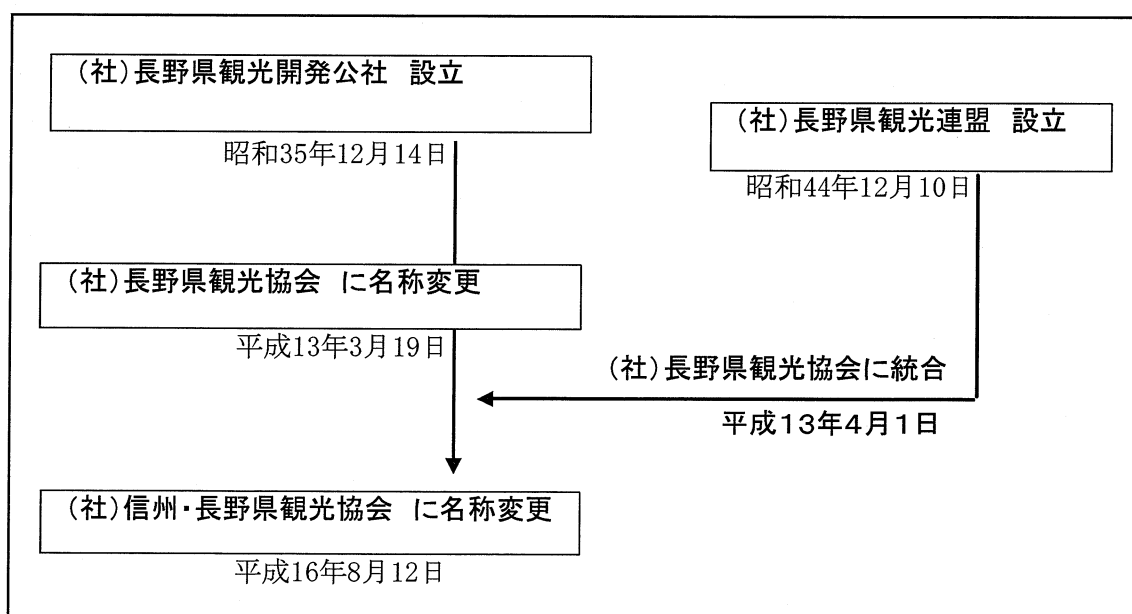
次に、昭和44年に旧観光連盟が設立された。旧観光連盟は、県内の観光事業団体等との連絡協調のもとに、観光事業の健全な発展と振興を図るとともに、国際観光事業を推進することを主な目的とした。

これら2つの社団法人は平成13年に統合し、社団法人長野県観光協会として発足した。この統合は、観光振興のハード面（施設整備）を担う旧開発公社と、ソフト面（観光振興）を担う旧観光連盟の統合により、総合的かつ合理的な観光振興を企図したものである（なお、この統合検討過程で財団法人長野県中小企業振興公社の物産振興部も統合対象として俎上に載っていたが、最終的には当該部は統合から外れ、現在も財団法人長野県中小企業振興公社の一部署となっている）。

さらに、平成16年社団法人長野県観光協会から社団法人信州・長野県観光協会に名称が変更され、現在に至るものである。

図示すると次のようになる。

表 1-2 観光協会の沿革



なお、平成 16 年に公表された「県出資等外郭団体のあり方に関する報告書（平成 15 年 12 月 26 日 長野県出資等外郭団体見直し専門委員会）」において、観光協会は株式会社化すべきとの答申がなされている。しかし、株式会社化のためには十分な採算性の確保が必要であり、株式会社化以外の選択肢も含めて民間主導の運営体制を検討することになったため、当面現行の社団法人として存続していく見通しである。

## II 主な事業の概要

観光協会は主に「観光振興事業」「施設事業」「国民宿舎事業（以下「宿舎事業」という。）」の 3 事業を行っている。主な内容は以下の通りである。

### 1 観光振興事業

県への誘客を図るため観光案内事業を行うとともに、市町村、観光関係団体等と連携して観光展の開催や参加を始め、物産展への出展等を行い、併せて観光宣伝用印刷物の発行及びあらゆる宣伝媒体を利用して観光案内の提供を行う。

また、外国人観光客を積極的に誘致するため、台湾、韓国、香港、中国に対して重点的に観光プロモーションを実施し、県の観光を宣伝する。

### 2 施設事業

市町村から宿泊施設、休憩施設、文化施設等の観光施設の建設要望を募り、要望のあった施設を、当該市町村から無償で借り受けた用地に建設し、完成と同時に当該市町村に割賦（年賦）で売却する事業である。

### 3 宿舎事業

観光協会の公益事業を補完する目的で、「国民宿舎軽井沢高原荘（以下「高原荘」という。）」の運営を行っている。

高原荘は、軽井沢町が策定したスポーツ・レクリエーションゾーン開発構想の中心的施設として、同町から要請を受け、昭和 49 年同町発地地区に建設、経営をしているものである。



### Ⅲ 組織図

観光協会の組織と人員配置は以下のようになっている。

表 1-3 組織と人員

(平成16年3月31日現在)

	計	協会 プロパー	県 職員・注	出 向 職員・注	嘱 託 職員	臨 時 職員	派 遣 職員		そ の 他	備 考
理事長									1	※1
副理事長									3	※1
専務理事									1	※1
常務理事										
事務局長	1			1						
事務局次長	2		2							
常任参与									1	※1
総務管理部	1	1								
総務課	6	3	2			1				
施設業務課	3	3								
国民宿舍担当	5	4				1				※2
観光振興部										
情報提供担当	4	2	1			1				
東京観光情報センター	6	1	2	1		2				
名古屋観光情報センター	5	2			1	2				
大阪観光情報センター	4	2		1		1				
九州観光情報センター	2					2				
キャンペーン推進担当	4	1	2			1				
コラボレーション担当	3	1	2							
国際観光担当	4	1	2				1			
学習旅行推進担当	2				1	1				
計	52	21	13	3	2	12	1		6	

観光協会職員 計52名+理事等6名 =合計58名

- 注 県職員とは、県からの出向者をいう。  
出向職員とは、県以外(例:旅行会社等)からの出向者をいう。
- ※1 理事長等は観光協会の職員としてカウントしていない
- ※2 支配人は施設業務課と兼務のため、宿舍人員からは除外

#### IV 県と観光協会の関係

県と観光協会の人的及び財政的關係は観光振興事業に係るものが中心である。観光協会は、観光振興事業の業務の実施に当たり民間出身の専務理事が就任し民間（出身者）主導の観光プロモーションを推進している（長野県出資等外郭団体「改革基本方針」平成16年6月10日）。県は、観光振興に関する業務を民間主導に移行するとして、平成15年度に組織改正を伴う県職員の配置の変更を行っている。

##### 1 県職員の配置

平成15年3月に県の組織改正が行われた。観光振興に従事する県職員数を平成14年度と平成15年度を比較すると以下のとおりである。

表1-4 観光振興推進体制（県職員）：平成14年度・平成15年度の比較

	平成14年度	平成15年度
観光課（観光振興係、観光企画）	12名	—
産業振興課観光係	—	4名
経営戦略局旅客誘致促進グループ(*)	—	4名
観光協会	4名	13名
合計	16名	21名

(\*) 平成15年度で解散した組織

観光振興に関する業務を民間主導に移行するに当たり、観光課が観光係に縮小となり、県の部局から観光協会へ人員の異動が行われた。また、経営戦略局旅客誘致促進グループが観光協会の組織のあり方など新しい観光推進を模索した。観光協会には平成15年10月に民間出身の専務理事が就任している。

##### 2 補助金及び委託料

観光協会は観光振興事業を実施するために県より以下のような財政措置を受けている。以下に、主要な観光事業の実施のための補助金、委託料を記載する。

###### (1) 観光事業振興助成補助金

観光事業振興助成補助金は、平成15年度の当初計画では104,221千円の交付決定がなされているが、実績報告では85,058千円となっている。

###### (2) 観光協会運営費補助金

観光協会運営費補助金は、観光協会の運営にかかる事務の執行に要する人件費等として県職員の給与相当分を助成するものである。平成15年度の交付額は、84,236千円（観

光振興事業に係る人件費等は 79,497 千円) である。

なお、観光協会では、観光振興事業に従事する観光協会の職員の一部 48,980 千円を施設事業会計の繰入金により賄っている。

(3) 県外観光案内所における観光宣伝業務に関する委託業務

観光協会は県から県外観光案内所(東京、名古屋、大阪、九州)における観光宣伝業務に関する委託業務として、平成 15 年度に 68,311 千円の委託料を受けている。

(4) 観光情報ホームページ及び長野県観光情報データベースの維持管理に関する委託業務

観光協会は県から観光情報ホームページ及び長野県観光情報データベースの維持管理(更新作業)に関する委託業務として、平成 15 年度に 2,100 千円の委託料を受けている。